

# ストレスチェック実施者養成研修・愛媛 (ストレスチェックまるわかり講座)

60名先着順

労働安全衛生法改正に伴い義務化されたストレスチェック制度を事業場で実施するにあたり、医師または保健師が「実施者」となる必要がありますが、本研修を受講することにより看護師及び精神保健福祉士の方も実施者になることができます。※

※平成27年11月30日現在において、労働者の健康管理業務に3年以上従事した経験のある看護師、精神保健福祉士については、研修の受講が免除されます。

また、実施者を目指される方以外でも本講座を受講する事で関連知識の総まとめができますので、産業保健に関わる全ての方に広く受講をオススメします。

本研修は、厚生労働省通達(平成27年5月1日 基発0501第4号)に定められた必要な事項を網羅した内容(標準カリキュラム参照)となっています。以下「労働安全衛生規則第52条の10第1項第3号」の規定に基づき実施

- 1. ストレスチェックの概要
- 2. 労働者の健康管理
- 3. 事業場におけるメンタルヘルス対策
- 4. 事業場における労働者の健康増進を図るための労働者個人及び労働者の集団に対する支援の方法

- 講師 矢野 智宣 先生 (医師、労働衛生コンサルタント)
- 日時 平成30年6月9日(土) 10:00～17:00
- 会場 日本産業カウンセラー協会四国支部研修室(松山市味酒町1-3 四国ガス第3ビル7F)
- 受講料 12,000円(協会員、賛助会員)、15,000円(一般) ※税込
- 定員 60名(先着順)
- 対象者 看護師、精神保健福祉士、保健師、衛生管理者、産業カウンセラー  
事業者または企業の人事労務ご担当、およびスキルアップを目指す方等どなたでも
- 申込先 (一社)日本産業カウンセラー協会四国支部  
住所: 〒790-0814 松山市味酒町1丁目3番地四国ガス第3ビル7階  
Tel: 089-968-2800 / Fax: 089-968-2801 / E-Mail: shikoku@counselor.or.jp  
(5月20日(日)までに Fax、郵送、WEBにてお申し込みください)

※ご注意!! : 以下該当の方は各書類(コピー)を添えてお申し込みください。

看護師の方: 看護師免許証、精神保健福祉士の方: 精神保健福祉士登録証、科目免除希望の方: 衛生管理者免許証

※お申込みいただいた方には「受講のご案内」を送付いたしますので、案内に記載されている振込先にご入金ください。  
ご入金確認後、受講確定とさせていただきます。

..... 申 込 書 .....  
2018年6月9日「ストレスチェック実施者養成研修・愛媛」の受講を申し込みます。

氏名	(ふりがな) 氏 名	会員番号 ( ) <input type="checkbox"/> 非会員
受講案内の送付連絡先 *必ず、送付連絡先として「自宅」か「勤務先」どちらかに☑してください	<input type="checkbox"/> (自宅住所) 〒	TEL : E-Mail :
	<input type="checkbox"/> (勤務先住所) 〒	勤務先名 : TEL : E-Mail :
四国支部に実施者として登録を希望 (する・しない) ※どちらかに○		

\*記載いただいた個人情報は、本講座に関する連絡目的以外に使用することはありません。